

正しく

はり・きゅう・マッサージを 受けましょう！

はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときは、
医師の同意がある場合に限り、国民健康保険を使うことができます。

健康保険が使える場合



はり・きゅう

神経痛、リウマチ、

けいわん

頸腕症候群、五十肩、腰痛症

けいつい

頸椎ねんざ後遺症



マッサージ

筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮等

こうしゆく



「治療」の前にまず「予防」を！
健康診断を受けましょう！

● 1年に1回は健康診断を！

病気を未然に防ぐため、また、万が一の病気を早期発見し、早期治療するためにも、1年に1回は健康診断を受けましょう。できれば毎年同じ時期に、同じ健診機関で受けるのが望ましいといえます。

● 結果は保管し、生活の見直しを

健康診断の結果はよく読み、食事や生活の見直しに役立てましょう。また、体調の変化を把握したり、継続的に検査結果を比較したりするためにも、なくさないように保管しておきましょう。

かかりつけ医とは別の医療機関で健診を受けた場合は、検査結果をかかりつけ医に報告することも忘れずに。



窓口・お問い合わせ先 宇和島市役所

保険健康課（本庁1階17番窓口） 0895-24-1111（内線2127）

吉田・三間・津島各支所 市民サービス係